

# 第 3 3 回農業委員会総会議事録

平成 2 6 年 9 月 5 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

## 議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第134号から第137号)  
日程第4 議事(議案第134号)

### 委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

### 出席委員(22人)

1番	石庭	文男	2番	山崎	良吉
3番	熊西	忠治	4番	土合	正夫
5番	中井	敏男	6番	山下	隆之
7番	横山	實	8番	石井	寿男
10番	山崎	秋夫	11番	永森	薫
12番	三島	博	14番	舟木	康眞
15番	杉森	雅弘	16番	山本	久雄
17番	水元	睦雄	18番	前田	進
19番	向井	隆一	20番	山谷	孝芳
21番	田中	智浩	22番	佐伯	洋作
23番	橋爪	秀夫	24番	永野	邦夫

### 欠席委員(2人)

9番 前花 敏子  
13番 大松 治雄

### 議事日程

#### 第1 議事録署名人の指名

#### 第2

- 報告第134号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第135号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について  
報告第136号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第137号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第134号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 明神 栄 庶務係長 堀 修二  
主任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（舟木会長）

ただいまから、第33回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「9番 前花委員」「13番 大松委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「23番 橋爪委員」「24番 永野委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。

以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第134号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第134号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第135号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第135号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第136号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第136号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第137号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第137号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第134号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第134号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。

今回は2件ございます。

【議案第134号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった2件のうち、

1番は譲渡人が生前贈与のための所有権移転です。

2番は譲受人が経営規模拡大を目的とする所有権移転です。

以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。  
議案第134号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第134号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。  
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第33回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時30分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 10月6日(月)午後2時から
- ・射水市役所 布目庁舎301号室

議 長 舟木 康眞

署名委員 橋爪 秀夫

署名委員 永野 邦夫

第三十三回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十六年九月十日  
至 平成二十六年十月一日